

Customer
Satisfaction
Accounting

Speedy & Clear

CSアカウンティング通信 2023年 冬号

こんぱす

CS Accounting Communications magazine

2023
Winter
冬号



Feature

02 Close up
会計・税務インフォメーション

03 人事・労務インフォメーション

Special

04 Gourmet report
CSAメンバーによるおすすめグルメ店の紹介!

Information

05 CSアカウンティング セミナーニュース

08 CSアカウンティングひろば



CSアカウンティング公認キャラクター
「しのびちゃん」

請求書の交付が無い場合のインボイス対応

2023年10月1日より開始するインボイス制度では、適格請求書を保存する事が仕入税額控除を行う要件となりますが、代金決済の際に売主が負担をする振込手数料や、家賃、専門家への報酬の支払いなど、取引毎に請求書が交付されない取引があります。請求書の発行が無い取引について、インボイス制度開始後に仕入税額控除を行うにはどのように対処すべきか、一部を紹介させていただきます。

○ 売主負担の振込手数料はどのように処理するか？

売手が買手に売上代金を請求した際、支払手数料の負担は原則買手側が負担しますが、実務上では振込手数料を差し引いた金額を振込される等、売手が負担する事が少なくありません。現行制度では、帳簿の保存のみで振込手数料の仕入税額控除が認められていますが、インボイス制度の開始後は適格請求書の保存が必要となります。適格請求書の保存がない場合、振込手数料の仕入税額控除が認められないことになります。インボイス制度開始後に売手が仕入税額控除を行うためには、2つの方法が考えられます。

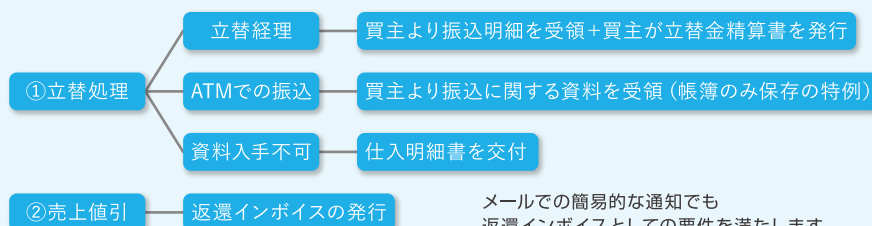
① 買手が振込手数料を立替えたものとして処理する

売手が負担すべき振込手数料を買手が立替、代金決済の際に精算しているという考えに基づく処理方法です。買手から金融機関から受領した振込サービスに係る適格請求書と立替金精算書などを交付してもらうことで、売手は仕入税額控除を受けることができます。ただし、立替処理する場合は買手の協力が必要であるため、実務上は困難と予想されます。

② 売上値引きとして処理する

売手が振込手数料相当額を売上値引きしたという考えに基づく処理方法です。

売手が買手に対して返還インボイスを交付することにより振込手数料分を課税売上から控除することが可能です。



実務上は【②売上値引】を行う方が、
負担が少なく実務上は現実的と考えられます！

メールでの簡易的な通知でも返還インボイスとしての要件を満たします。
【請求書への記載例】○月△日付の請求に関して、□月△日に19,560円のお振込を確認いたしました。請求書記載の20,000円との差額440円(消費税10%、消費税額40円)については、振込手数料相当額として請求書記載の金額より値引きいたします。

重要なポイント

2022年12月16日に公表された令和5年度の税制改正大綱により、1万円未満の少額の値引等の返還インボイスの交付が不要となる見込みとなりました。上記で売主負担の振込手数料について原則的な内容を紹介しましたが、**売上値引処理の場合は一定の事項を記載した帳簿のみの保存によって仕入税額控除が認められることとなり、大きな事務負担は生じないと予想されます。**

いずれの処理を行う場合も、事前に当事者間での話し合いが重要となります。今まで売手が負担していた支払手数料を、買手負担してもらうよう依頼しても良いかもしれません。売手負担のままであった場合は値引とするか、立替処理を行うかを決めておきましょう。

○ 家賃や専門家への報酬の支払いに関する保存要件は？

インボイス制度開始後は事務所の家賃など取引の都度、請求書等が発行されない取引についても、適格請求書を保存する必要があります。なお、一つの書類に全ての記載をする必要はなく、複数の資料でインボイスの記載事項を満たす事ことも認められます。家賃の場合は、具体的には下記のような資料を保管する必要があります。

口座振込	賃貸借契約書+取引の事象を示す書類(振込金受取書)
口座振替	賃貸借契約書+取引の事象を示す書類(通帳)

これらの書類でもインボイスの記載事項で不足しているものがあれば、その記載がされた資料が必要となります。

2023年10月以降に新たに契約した賃貸借契約であれば、契約書には登録番号が記載されていると考えられますが、それ以前の契約の場合は、登録番号だけでなく、適用税率などの必要事項が記載されていないと考えられます。適格請求書の要件を満たす為にどのような記載事項が必要であるか、把握しておく必要があります。また、家賃以外の取引の都度、請求書等が発行されない専門家への報酬の支払いについても、家賃と同様の対応により、仕入税額控除を受けることができるようになります。

○ CSアカウンティングでの取り組み

インボイス制度開始まで1年を切りましたが、制度の理解だけではなく、実際にどのように運用していくのかを具体的に考えていく必要があります。制度が開始されるまでは不確実なことも多く、悩まれている方もいらっしゃるかと思います。CSアカウンティングでは、実務上の運用に関するご相談も随時承っておりますので、些細な内容でもお気軽にご相談ください。

人事
労務
Information

2022年10月からスタート

執筆者 人事支援第一部 横田 礼

企業型確定拠出年金とiDeCoの同時加入要件が緩和されました！

これまで企業型確定拠出年金（以下、企業型DC）加入者の個人型確定拠出年金（以下、iDeCo）への加入は、企業型DCの規約で認められた場合のみ可能でしたが、2022年10月より、**本人の意思だけでiDeCoの利用が選択できるようになりました**。今回はこのメリットと事務手続き上の留意点についてご紹介します。

改正の概要

企業型DCで年単位拠出を行っておらず、かつ企業型DCの会社掛金に本人が掛金を上乗せ拠出することができるマッチング拠出金を拠出していない場合であれば、基本的に企業型DCとiDeCoに同時に加入することができるようになりました。

会社掛金が低くマッチング拠出金の上限も低いという場合はiDeCoで、その後会社掛金が増えたらマッチング拠出金を利用し、資産も企業型へまとめるといったことも可能です。

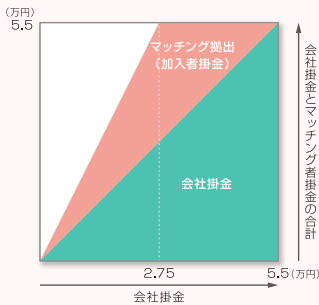
マッチング拠出とiDeCo メリットの比較

マッチング拠出金には、口座管理料が会社負担、運用・管理を一つの口座でできるというメリットがあります。

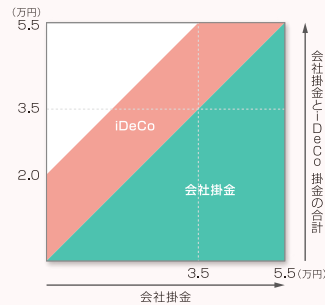
一方、iDeCoには、運用商品を本人の意思で選択可能、会社掛金が低くマッチング拠出金の上限が低い場合は、マッチング拠出金よりも多い額を拠出できるというメリットがあります。

企業型確定拠出年金加入者のマッチングとiDeCo同時加入の比較

マッチングの場合



iDeCo加入（最大）2万円の場合



※企業型と確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

マッチング	掛金	iDeCo同時加入
以下のいずれも満たす額 ①会社掛金の額以下 ②会社掛金とマッチング掛金の合計が5.5万円（2.75万円）以下		以下のいずれも満たす額 ①iDeCoの限度額2万円（1.2万円）以下 ②会社掛金とiDeCoの合計が5.5万円（2.75万円）以下 会社掛金が低い場合は、iDeCo同時加入の方が多く拠出できる
会社負担	口座管理料	本人負担（額は契約金融機関による）
一つの口座	口座管理	企業型とiDeCoの2つの口座を管理
会社のプランで提示されている商品	運用商品	契約先金融機関により異なり、本人の意思で選択可能

※（）内の金額は確定給付型を実施している場合

出典：国民年金基金連合会 iDeCo公式サイト

企業に求められる事務手続き

本法改正により、企業に次の事務が求められるようになります。

※加入者が掛金納付方法として「事業主払込」を選択している場合

- 事業主の証明書の発行（新規加入時、転職時等に随時）
- 掛金の納付*
- 源泉徴収*及び年末調整
- 現況届の提出（年1回）
- 事業主に係る事項（事業主名称等）の変更があった際の届出（変更の際に随時）

実務上の留意点

下記についても、社内の運用をご確認ください。

①企業型DCに登録している基礎年金番号・生年月日・性別の適正な管理

企業型DCとiDeCoの掛金の合算管理は「基礎年金番号・生年月日・性別」を用いて行われます。企業型DCの登録内容が誤っている場合は、iDeCoの加入や掛金拠出等が正しく行われない可能性があります

②iDeCo加入希望者のマッチング拠出金の停止

マッチング拠出金とiDeCoは同時に拠出できません。マッチング拠出金を利用している従業員からiDeCoの加入申し出があった場合は、マッチング拠出金を停止する必要があります。

CSアカウンティングでの取り組み

CSアカウンティングでは、就業規則等の各規程の見直しや、労務コンサルティングを随時承っております。

また、確定拠出年金の事務手続き支援も承っております。是非お問合せください。

ご質問は 人事支援第一部 横田 礼（よこた あや） TEL:03-5908-3421 までお気軽にお問合せください。



CSAメンバーおすすめグルメ!!

冬は私の地元山形が誇るノスタルジックな温泉街・銀山温泉が
雪化粧によりひととき美しいシーズンです。温泉街と、その道中に
是非訪れていただきたい、尾花沢エリアの5軒をご紹介します。

推薦者

経理管理第三部
阿部 栞

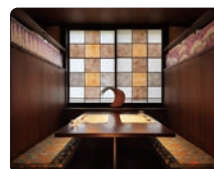


No.1 銀山温泉 スワローネ

銀山温泉を代表する古勢起屋の別館にあるレストラン。江戸後期に湯治宿として開業したといわれる、温泉街のランドマーク的な存在の老舗旅館の一つです。名産のスイカで尾花沢牛を煮込んだ特製カレーや、紅花で炊き込んだご飯で食べる尾花沢牛のハッシュドビーフなどが揃います。

だからおすすめ!

重厚な門構えの宿は
ノスタルジックで
フォトジェニック!



住所 山形県尾花沢市銀山温泉417
TEL 0237-28-2322
(姉妹旅館の銀山荘で問合せ受付)
営業時間 11:00~15:00
定休日 月・火・木・金曜
アクセス 銀山はながさ号バス停
銀山温泉から徒歩6分

No.2 銀山温泉 イズノハナ 伊豆の華

ノスタルジックな古民家カフェ兼食事処。銀山温泉にゆかりのあるNHK連続テレビ小説「おしん」に登場したご飯をモチーフとした、青菜を混ぜた素朴な風味の「おしんめし」が人気ですが、私のイチオシは最上早生とよばれる尾花沢産の蕎麦粉で打った香り高く甘みのある外蕎麦。



だからおすすめ!

見た目も美しく
素揚げした
茄子が乗った
おろし蕎麦ぜひ



住所 山形県尾花沢市大字
銀山新畑440
TEL 0237-28-2036
営業時間 11:00~22:30
定休日 水曜
アクセス 銀山はながさ号バス停
銀山温泉から徒歩3分

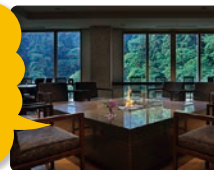
No.3 銀山温泉 ウツリエ 宇津苺慧

銀山温泉の中でも近代的な銀山荘のなかにあるレストラン。古勢起屋とは姉妹館なので、こちらでも尾花沢牛カレー等が味わえるほか、旨さだけでなく美しい白い輝きが特徴的な山形が誇るブランド米・つや姫を100%利用した特製麺や十割そばの食べ放題などメニューが充実しています。



だからおすすめ!

大きな窓から
雄大な山々と
銀山川を望める
ビュースポット



住所 山形県尾花沢市大字
銀山新畑85
TEL 0237-28-2322
営業時間 11:30~14:30
定休日 木曜
アクセス 銀山はながさ号バス停
銀山温泉から徒歩すぐ

No.4 尾花沢市 レストラン トクラコ レストラン 徳良子



車で銀山温泉を目指す方には是非立ち寄ってほしい、徳良湖畔にある本格的なステーキハウスです。このエリアは日本三大豪雪地帯に数えられ、寒い土地柄ならではの品質な脂を纏った尾花和牛の生産地として有名。柔らかな肉質できめ細かくフワッと軽やかな口だけは絶品です。

だからおすすめ!

夏にはキャンプ場
としても
楽しいエリア
にあるお店です



住所 山形県尾花沢市
二藤袋1767-6
TEL 0237-23-2989
営業時間 11:00~17:00
定休日 火曜
アクセス JR大石田駅から車で15分

No.5 村山市 モガミガワセンボンダング 最上川千本だんご



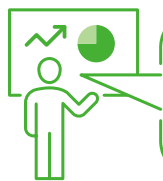
山形新幹線から銀山温泉を目指す際に起点となる大石田駅近くにある団子店。添加物を一切入れない、昔ながらの製法で作られているため賞味期限は当日です。醤油やあんこの他、山形・宮城エリアで馴染み深い、ずんだの団子も。蔵を生かしたイートインスペースが併設されています。

だからおすすめ!

間が経つとともに
固くなるのが
如実に分かるほど
繊細



住所 山形県北村山郡大石田町大字
大石田乙76
TEL 0237-35-2312
営業時間 9:00~16:30
定休日 無休
アクセス JR大石田駅から車で3分



CS Accounting Seminar News

CSアカウンティングの最新セミナー情報！

人事メディア**HR NOTE**でおなじみの**jinjer**株式会社主催のセミナーに登壇

「税理士が教える 経理業務を効率化させる具体的な方法」 セミナーを行いました

人事業務に役立つ情報メディアHR NOTEやバックオフィス業務の効率化を支援するクラウドサービスのjinjer株式会社様が主催するイベントにて弊社代表取締役社長の中尾が会計士・税理士の視点から「DX導入による業務効率化とは具体的に何がどう変わるのかイメージがつかない」というお悩みをお持ちの方にむけて、経理業務を効率化させる具体的な方法をご提示する講演を行いました。

本セミナーは大変ご好評をいただき、リアルタイム配信に続き複数回にわたってオンデマンド配信も実施しました。

開催日 2022年9月28日
(オンデマンド配信は10月21～23日、11月15～16日)

講師 代表取締役社長 公認会計士・税理士 中尾篤史



IBM製サーバー国内販売台数**No.1** **ベル・データ**株式会社主催のセミナーに登壇

「スタートまで残り1年！ 担当者がおさえるべきインボイス制度」 セミナーを行いました

IBM製品を軸としたITシステム構築や運用保守のIBMプレミアムソリューションパートナーであるベル・データ株式会社様が主催する「施行まで1年！ IBM iユーザーのためのインボイス制度対策 ～ 制度のポイントから請求書電子化のメリット&システム連携」というイベントにおいて弊社代表取締役社長の中尾が講演を実施しました。

改正電子帳簿保存法にも関連したインボイス制度の重要ポイントや、担当部門が現時点で取り組むべき課題を、発行側・受領側双方の目線での解説を行いました。

開催日 2022年10月13日

講師 代表取締役社長 公認会計士・税理士 中尾篤史



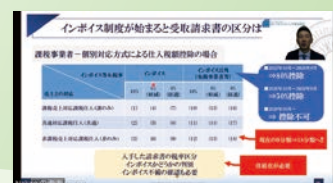
「スタートまで1年を切った今! 担当者が押さえるべきインボイス制度」 セミナーを行いました

2023年10月から施行されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)への世間の注目度の高まりを受け、自社主催でもセミナーを実施しました。制度の重要ポイントや現時点で取り組み始めておくべき課題を紹介するとともに、お申し込みの際にご参加者様から頂戴した質問への回答を行い、現場目線での悩みに寄り添う内容となりました。ご参加いただいた皆様からは、売手としての対応・買手としての対応の双方を知ることが出来て有益だったなど喜びの声を頂戴しました。



開催日 2022年11月11日

講師 代表取締役社長 公認会計士・税理士 中尾篤史



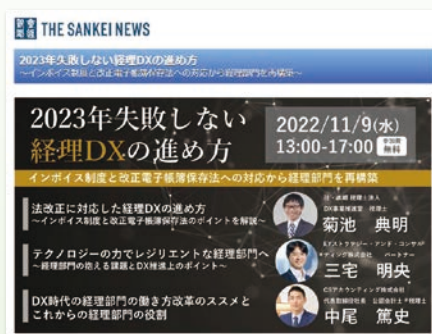
フジサンケイグループ株式会社 産経新聞社 主催のセミナーに登壇

「DX時代の経理部門の働き方改革のススメとこれからの経理部門の役割」 セミナーを行いました

株式会社産経新聞社様が主催する「2023年失敗しない経理DXの進め方〜インボイス制度と改正電子帳簿保存法への対応から経理部門を再構築〜」というイベントにて弊社代表取締役社長の中尾が特別講演を実施しました。消費税のインボイス制度や電子取引データの電子保存といった法改正に対応した経理業務のデジタル化・デジタルツールの導入事例をメインテーマに、さまざまな有識者が多様な観点から解説するイベントとなりました。

開催日 2022年11月9日

講師 代表取締役社長 公認会計士・税理士 中尾篤史



「それ、早くいってよ〜」CMシリーズでおなじみの Sansan株式会社 主催のセミナーに登壇

「生産性を1.7倍にあげる -DX時代の経理部門の働き方改革のススメ-」 セミナーを行いました

クラウド名刺管理等のデータベースに強みを持つSansan株式会社が主催した、DXツールとその活用方法をご紹介する「Meets ONLINE LIVE経費精算の無駄をなくす」というイベントにて弊社代表取締役社長の中尾が会計士・税理士として講演を行いました。経費精算業務において経理部門が直面するリスクや負担、手間という課題にフォーカスしながら、無駄をなくして社員の生産性をアップする手法について解説しました。

開催日 2022年11月15日

講師 代表取締役社長 公認会計士・税理士 中尾篤史



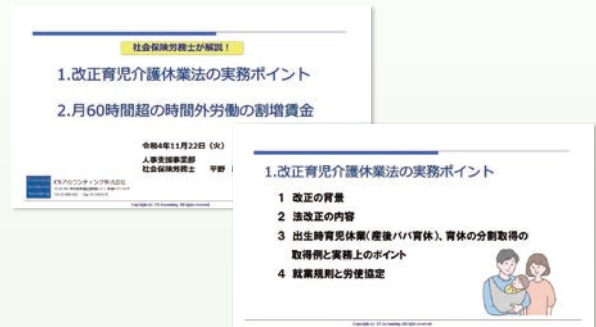
勤怠管理システム**e-就業**でおなじみの 株式会社 **ニッポンダイナミックシステムズ** 主催のセミナーに登壇

『「改正育児介護休業法の実務ポイント」』『月60時間超の時間外労働の割増賃金』について企業様が対応すべき点を、社労士が簡潔にまとめて解説します!』 セミナーを行いました

株式会社ニッポンダイナミックシステムズ様主催の「e-就業ASP製品バージョンアップ説明会」で、2022年から2023年にかけて対応が求められる人事業務における2大改変についてご説明する特別セミナーを行いました。複雑な改正育児介護休業法が施行されるに至った背景から、具体的例を提示しての実務上の注意点の解説をメインに、月60時間を超える法定時間外労働に対する割増賃金の考え方や代替休暇付与についてまで、じっくりとご紹介する内容の濃いセミナーとなりました。

開催日 2022年11月22日

講師 人事支援第一 チーフ 社会保険労務士 平野純

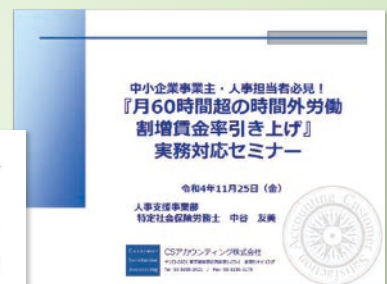
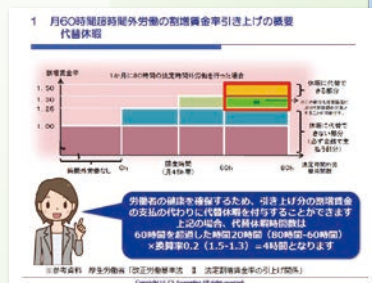


「10分で解説!! 月60時間超残業割増賃金率引き上げ実務対応」セミナーを行いました

2023年4月には中小企業への猶予期間が終了し、いよいよ月60時間超の残業に対する割増賃金率50%が適用となります。改正内容の詳細と実務対応について、わずか10分に凝縮したセミナーを開催しました。リアルタイム配信後にはYouTubeへ限定公開を行い、人事業務の繁忙期ではありましたが、気軽に受講できてポイントを押さえられたとご好評いただきました。

開催日 2022年11月25日

講師 人事支援第二 グループ長 特定社会保険労務士 中谷友美





役員就任のご挨拶

過日、CSアカウンティングでは新しい役員が就任いたしました。
この場を借りて皆様にご挨拶させていただきます。

この度、取締役役に就任することとなり、非常に光栄であると同時に、重責に身が引き締まる思いでございます。今日の私があるのもひとえにお客様、先輩諸氏、同僚、後輩の皆様のご指導とご支援があったからであり、深く感謝申し上げます。

振り返れば、2004年に入社し、人事支援事業部にて、給与計算及び社会保険のBPO業務を中心に、人事関連業務一筋で本日まで担当して参りましたが、褒められるような社員ではなかったと思います。物事を俯瞰的に見ることができず、どうしても専門的視点にこだわり過ぎて、自分自身の視野が狭かったことを覚えています。特に、人事関連業務においては、法令遵守にこだわり過ぎて、お客様には教科書通りのサポートしかできず、皆様に様々なご迷惑をおかけしたことをつい最近のように覚えています。

ただ、今までに、数多くのCSのメンバーと出会い、切磋琢磨をしながら、お客様のためには何をすべきか、またお客様にとっては何が重要なことなのかの思いを持って業務に取り組んできたことで、少しずつ皆様から信頼を得られるようになった印象があります。

そのような状況ではありますが、最近では【働き方改革】、【HRテック】などのキーワードに代表されるように、世の中が目まぐるしく変化しているため、今まで通りの人事関連業務サービスを提供するのではなく、さらにサービスレベルを高めるためにも、まだまだ学ぶことが無限にあるので、さらなる努力を続けていかなければならないと私は思っています。

最後に、これからは人事支援事業部の先頭に立ちつつも、さらに幅広く高い視点を持って、社業全体の発展のためにも全力を尽くし、またお客様のご期待にそえるよう努力する所存ですので、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を承りますようお願い申し上げます。



取締役 特定社会保険労務士
古田 敏明



BPOで社会を支える。
CS アカウンティング株式会社

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階
TEL:03-5908-3421 FAX:03-5339-3178

「こんばす」2023年 冬号

■発行日：2023年1月20日 ■発行所：CSアカウンティング株式会社 〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31F
■担当者：千葉 智代 ■製作・印刷・製本：wakatsuki.biz ※本誌に掲載されている製品名、社名、ロゴなどは各社の商標および登録商標である場合があります。